

ごみの野焼きはやめましょう

野焼きは法律で禁止されています。やってもやらせても罪になります。

【罰則】 廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）
5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、又はこれを併科

なぜ、ごみを燃やしてはいけないの??

ごみを家庭で燃やすこと（野焼き）は、たとえ少量であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除いて禁止されています。



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

野焼き禁止の例外（農業のための野焼き、暖を取るためのたき火など）

- ① 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行なわれるもの（例：あぜ草や下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却）
- ② 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行なうもの（例：とんど、しめ縄の焼却）
- ③ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの（例：火災予防訓練）
- ④ 国等公共団体が、その施設の管理を行なうために必要なもの（例：河川敷の草焼き）
- ⑤ たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの（例：落ち葉たき・キャンプファイヤー）

紙やビニール袋など日々の生活により排出されるごみは、軽微なものとは認められません。

例外とされた行為であっても、むやみに燃やして良いということではありません。燃やすものをよく乾燥させ、風向き・燃やす量・時間帯等にくれぐれも注意して、必要最小限で行ってください。

また、野焼きは、不十分な消火などによる火災の発生や、近所の方に煙やにおいて迷惑をかける原因になることがあります。さらに、野焼きは燃焼温度が低いため、ダイオキシン類などの猛毒の有害物質が発生します。

廃棄物の適正な処理を行い、自然環境、生活環境が保全されるよう、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

ごみの野焼き よくある質問

Q 金額の高い焼却炉を購入し、数年しか使用していないので、これからも使用したい。

A 平成14年12月から、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については、たとえ高価なものでも使用が禁止されておりますので、使用できません。

家庭や事業所で使用できる、ごみ焼却炉の構造基準

- 1 ごみを燃焼室で**摂氏800度以上の状態で燃やすことができる**こと
- 2 外気と遮断された状態で、ごみを定量ずつ燃焼室に投入できること
- 3 燃焼室の温度を測定するための装置(温度計)があること
- 4 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置(バーナーなど)があること
- 5 焼却に必要な量の空気の通風が行なわれるものであること

1から5まで全ての条件を満たしていない焼却炉は使用できません。

Q 新聞チラシやダイレクトメール、ダンボールなど、紙製品だけしか焼いていない。

A 紙類だから燃やしても良いというものではありません。紙製造の漂白過程で塩素成分が残るため、低温で燃やすとダイオキシン類などの有害物質が発生します。

紙類はリサイクルができますので、地域の資源回収に出すなどの方法をおとりください。

Q 田んぼや畑のあぜ草や、稲刈り後のわら、すくもは焼いても良いのか？

A 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行なわれるものは、焼却禁止の対象外となっています。

しかし、対象外だからといって、むやみに燃やして良いということではありません。焼却する地域や気象条件、時間帯などによっては、大量に発生する煙やにおいが近所の方からの苦情につながります。すくもを燃やすときの煙は、気管支炎患者にとっては、喉に刺すような痛みを与えます。

このような場合は、例外が認められた行為であっても、焼却の中止を求めるとともに、焼却量や時間帯、気象条件などを考慮した焼却を行なうよう改善指導をします。

ゴミの野焼きを見つけたら、すぐに次の連絡先へご連絡ください。

吉田町	安芸高田市	社会環境課	☎0826-42-1126
八千代町	安芸高田市	八千代支所	☎0826-52-2111
美土里町	安芸高田市	美土里支所	☎0826-54-0311
高宮町	安芸高田市	高宮支所	☎0826-57-0311
甲田町	安芸高田市	甲田支所	☎0826-45-4111
向原町	安芸高田市	向原支所	☎0826-46-3111
	安芸高田	警察署	☎0826-47-0110